

備前多聞荘 相談支援事業所



地域とともに「よろこび」をつくる
社会福祉法人 天撮会



ハートフル多聞 坂根

- 特別養護老人ホーム多聞荘
 - 多聞荘ショートステイセンター
 - 多聞荘デイサービスセンター
 - ケアハウスたもん荘
 - 多聞荘指定居宅介護支援事業所
- 岡山市東区瀬戸町坂根792-14
Tel 086-953-0011

ハートフル多聞

- サービス付き高齢者向け住宅
 - 小規模多機能型居宅介護
 - 訪問介護事業所
 - ハートフル多聞キッズルーム
- 岡山市東区瀬戸町瀬戸33
Tel 086-952-5200
- ハートフル多聞スマイルキッズ
 - ハートフル多聞指定居宅介護支援事業所
- 岡山市東区瀬戸町瀬戸36-1
Tel 086-952-5020
- ハートフル多聞相談支援事業所
- 岡山市東区瀬戸町瀬戸36-1
Tel 086-230-2250

ハートフル多聞 備前

- 盲養護老人ホーム備前多聞荘
 - 特別養護老人ホーム備前多聞荘
 - 備前多聞荘ショートステイセンター
 - 備前多聞荘訪問介護
 - 備前多聞荘相談支援事業所
- 備前市鶴海2401番地
Tel 0869-65-8975

ハートフル多聞 山陽

- 山陽多聞荘デイサービスセンター
- 赤磐市山陽1丁目6番3号
Tel 086-958-5511

岡山県備前市鶴海 2401番地

電話番号 (0869)65-8975

「特定相談支援事業所」とは？

障害福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画の作成を行っています。
「障害サービスを利用したいのだけれど、自分がどんなサービスを選ばいいのかわからない」という人たちに対して、相談支援専門員が話を聞き、どのようなサービスが相談者に合うのかを話しあって、プラン作成を行います。さらにプラン作成のみで終了するわけではなく、実際に支援を受けた人から、その後の感想や声を聞く役割も担っています。その声を聞いて、作成したプランは本当にその人にあったかを判断し、もししっかりとこないようであればよりよい状況になるように調整を行うこともあります。



step

01

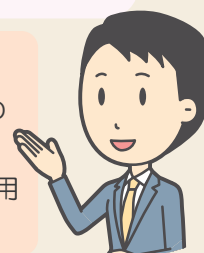
役所・役場へ利用申請をします。



ご本人やご家族がお住まいの地域の福祉事務所および保健センターへ行き、希望する障害福祉サービスの利用申請をします。

「障害福祉サービス等」を利用するには？

障害福祉サービス等を初めて利用したり、利用を継続するためには、『サービス等利用計画』が必要になります。
「サービス等利用計画」は、原則として障害福祉サービスの利用申請および更新時には作成する必要があります。



step

02

相談支援事業所の選択（セルフプランは除きます）



福祉事務所・保健センターなどで案内している相談支援事業所リストから希望の事業所へ連絡し、サービス等利用計画の作成依頼をし、その相談支援事業所の利用ができるか確認します。

『サービス等利用計画』とは？

ご本人の生活に対する意向や悩みごとをお聞きし、現在の状況をふまえて作る計画です。また、その後サービスが適切に提供されているか定期的に確認し、計画を見直していきます。（モニタリングといいます。）



step

03

相談支援事業所で利用計画案を作成します。

ご本人と相談支援事業所とが契約を交わし、相談支援専門員がご本人やご家族から聞き取り（アセスメント）をし、サービス等利用計画案を作成します。
作成した計画案をご本人やご家族に説明し、同意が得られた場合、署名いただいたものを役所・役場へ提出します。



『サービス等利用計画』は誰が作るの？

相談支援事業所の「相談支援専門員」が作ります。希望する事業所を一覧から選び、契約を結びます。（相談支援事業所を利用する。）
相談支援事業所に頼まず、自分で作成することもできます。（セルフプラン）
※セルフプランご利用の場合にはモニタリングの利用はできません。

step

04

利用計画案が認定・受給者証の取得



福祉事務所および保健センターから障害福祉サービスの利用を認める「支給決定通知書」と「受給者証」が届きます。
※届くまでに数日かかります。
受給者証が届いたら、相談支援事業所へご連絡ください。

費用はかかるの？

計画作成やモニタリングは無料です。



step

05

担当者会議の開催・サービス利用開始



サービス等利用計画案をもとに、ご本人やご家族・相談支援専門員・サービス提供事業所と一緒に会議を開催し、計画を確認します。
その会議をもとに、相談支援事業所がサービス等利用計画書を役所・役場に提出します。
支給決定に基づき、希望した障害福祉サービスの利用を開始します。

相談支援専門員にサービス等利用計画書を作成してもらうメリット

- ①困ったことや、やりたいこと、目標について一緒に考えてもらえる。
- ②色々なサービスを提案してもらえる。
- ③定期的にモニタリングを受けることで、自分のことを振り返ることができる。



障害福祉サービスについて

障害福祉サービスには、介護の支援を受ける「介護給付」と訓練等の支援を受ける「訓練等給付」があります。障害福祉サービスには、市町村が独自で行っている「地域生活支援事業」もあります。詳しくはお住いの地域の福祉事務所等にお問い合わせください。

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しく困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う
	同行援助	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
	行動援助	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
訓練等給付	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う
	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活機能の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
訓練等給付	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対するための支援を行う